

第8期第4回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年10月24日(木) 午後3時00分から午後3時21分

2.開催場所 穂別町民センター 第1・2会議室

3.出席委員 ○(22名)

4.欠席委員 △(5名)

1番	稻田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	△
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	△
7番	内海 久俊	△	16番	林 利輝	△	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	△	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 旧農業経営 基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第8 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第9 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第10 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局一支局長 宮村 敦嗣、主事補 高尾 悠貴

7.会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は２２名です。欠席は、７番・内海委員、８番・藤井委員、１６番・林委員、２１番・中澤委員、２４番・伊藤委員の５名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第８期第４回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第１「議事録署名委員の指名」ですが、９番・松並委員、１０番・石崎委員委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
	◎	(異議なし)
議	長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第２「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告３件、議案５件の合わせて８件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
	◎	(異議なし)
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第３ 報告第１号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第１号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 １０月につきましては、議案書に記載のとおり、１０月９日に穂別地区委員会を開催しております。 穂別地区委員会では、あっせんの申出４件について、申出内容・譲受候補者等、いずれも適当と判定したところです。 なお、あっせんの申出内容については議案書２ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。 以上で報告第１号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第１号について、質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第１号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第４ 報告第２号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	事 補	報告第２号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件につ

主 事 補	いて、ご報告申し上げます。 なお、買入協議結果については、議案書４ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第２号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第２号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第２号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第５ 報告第３号「農地法第３０条第１項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第３号「農地法第３０条第１項の規定による農地の利用状況調査及び農林水産省農村振興局が作成した調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に関する件」について、ご報告申し上げます。 議案書６ページ、７ページをご覧ください。 本年８月２６日に実施しました農地パトロールで、農地の利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果となりますが、本年度の調査においては、６ページの№１番から７ページの№２０番までの２０件３１筆、面積として５３，１２３．０９㎡が現状の状況において、原野化・雑種地化・山林化しており、農地として再生を目指さない土地とし、再生利用が困難な農地として判断されましたので、ご報告いたします。 なお、農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断を行わなければならないこととされております。 つきましては、このあとの、議案第５号にて、ご審議いただくこととなりますことを申し添え、報告といたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第３号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第３号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第６ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に関する件についてです。 議案書９ページをお開き願います。 １番につきましては、貸付地の処分により売買するものです。

主 査	以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 議案書10ページから11ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
3 番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 ■■■■が、■■■■に売買する案件ですが、以前から■■■■が賃貸し水稻・牧草を作付けしており、取得後も同様の作付けをする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第7 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
主 事 補	議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書13ページから、所有権移転1件です。 1番につきましては、先ほど報告第2号でご報告いたしました買入協議に伴う所有権移転で所有権の移転時期は令和6年10月28日となっております。 以上、所有権移転1件2筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、14ページに添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

議	長	説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第２号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第２号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第８ 議案第３号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主	査	議案第３号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書１６ページをお開き願います。 申込者は、この後、議案第４号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる■■■■■です。あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。 なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上で、議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第３号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第９ 議案第４号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主	事 補	議案第４号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書１８ページをお開き願います。 以上、４件の実施について、１９ページ～２２ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第１０ 議案第５号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主	査	議案第５号、農地法第２条第１項に規定する農地に該当しない旨の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書２４ページをお開き願います。 ２４ページの№１番から２５ページ№２０番までの合計２０件３１筆５３，１２３．０９㎡を報告第３号において、ご説明いたしましたとおり、再生利用が困難な農地と判定するものです。 対象地の所有者等の詳細については、事前に議案書を配布しておりますことから、対象地の読み上げはいたしません、「利用状況等調査日」「再生利用が困難な農地の把握年月日」については、いずれも本年農地パトロールを実施した、令和６年８月２６日で、対象地の現況の状況につきましても、原野化・雑種地化・山林化など、農地に該当しない状況となっております。 以上のことから、２０件３１筆、総面積５３，１２３．０９㎡を、農地法第２条第１項に規定する農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し非農地通知を行い、関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし通知いたします。 なお、２６ページから３４ページまで、対象地の図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いします。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。